

国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて

1. 教育再生実行会議第五次提言

○教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
- (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

2. 現行制度

- 現行制度においては、外国の学校を卒業した者の我が国の大学及び大学院の入学資格について、主に以下の要件を課している。

	大学入学資格	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 + 年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したもの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	各大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したもの

- これは、外国の学校教育制度が我が国のそれと必ずしも同一ではなく、むしろ多様であることから、個々の国の制度を尊重し、学校教育における教育内容の相当性に立ち入ることなく、日本の学校教育制度との接続を担保するため、一律に外国において学校教育における12年又は16年の課程を修了することにより認めるという「課程年数主義」を採用してきたことによる。

- また、個別入学資格制度は、学校教育制度における制度的な接続を基本としつつ、大学・大学院で学ぶ意欲と能力を有する者に広く大学・大学院教育を受ける機会を提供し得るよう設けたものであり、制度的な接続を担保するため、18歳又は22歳という年齢要件を設けている。

3. 見直しの必要性

- 外国においては、高等学校卒業までの教育課程が10年や11年、大学卒業までの教育課程が14年や15年の課程となっている場合なども見られるが、このような国の高等学校・大学卒業者が、日本の大学・大学院に入学を希望する場合、現行制度上は以下の方法が必要となる。
 - ・ 当該国の大学・大学院等に進学し、12年・16年の教育課程を修了する
 - ・ 入学時に18歳・22歳見込みとなるのを待って、個別入学資格審査を利用する
 - ・ 飛び入学制度を利用する
- しかしながら、上記の方法では、
 - ①卒業後すぐには日本の大学・大学院に入学できないため、結果的に、すぐに入学が可能な国の大学・大学院に進学するなど、「日本離れ」が生じるケースも生じている。
 - ②「個別入学資格審査」や「飛び入学」による入学も可能であるが、大学によって導入状況や要件が異なるため、特に外国人の受験者にとってはハードルが高い。
- 一方で、我が国としてはグローバル人材育成のための大学の国際化と留学生交流の推進を掲げており、質の保証（単位・学位の相互認定等）を伴った大学間の交流・連携を積極的に促進していくことが重要であり、教育再生実行会議の第五次提言（12年課程、16年課程の緩和）についても、こうした観点からの提言がなされたものと考えられる。

4. 検討にあたっての論点(例)

- 学制が異なる国の留学生を円滑に受け入れるためには、どのような要件が必要か。
- その場合、教育課程の相当性に着目するか、それとも、学生個々人の学力に着目するか。

【関係条文】

○学校教育法施行規則

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの

2 （略）

諸外国における教育課程の年数について

※この表では、高等学校（大学）卒業までの教育課程が12年（16年）に達する場合を○としている。

※なお、我が国でも医学部など6年制課程があるように、諸外国でも制度は一律でなく、下表は最も短いパターンに基づいて整理したものである。また、各国がそれぞれ随時教育制度の見直しを行っており、必ずしも最新の情報でない場合があり得る。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
12年課程	○	×	○	×
16年課程	○	○	×	×

アジア	中国、韓国 タイ、ベトナム カンボジア、ラオス インドネシア フィリピン、スリランカ	マレーシア（*）	モンゴル シンガポール インド、パキスタン バングラデシュ ネパール	ブルネイ（*） ミャンマー カザフスタン キルギス、ウズベキスタン トルクメニスタン
中近東	サウジアラビア、トルコ ヨルダン、オマーン カタール、イラク イラン、イエメン		アラブ首長国連邦（UAE） イスラエル	
欧州	イギリス、ドイツ イタリア、スイス デンマーク、スペイン ポルトガル、ブルガリア、 リトアニア、ノルウェー チェコ、スロバキア、		フランス、オランダ スウェーデン フィンランド ラトビア オーストリア、ハンガリー	ロシア ウクライナ アゼルバイジャン
北米・中南米	アメリカ、メキシコ キューバ、チリ ブラジル、アルゼンチン	ペルー	カナダ	グアテマラ
その他（アフリカ、オセアニア等）	エジプト ケニア、ナイジェリア コートジボワール マダガスカル ニュージーランド		南アフリカ コンゴ、エチオピア チュニジア オーストラリア	

（*）大学に進学するためには、準備教育課程など1～2年間の教育課程の修了が必要。

独立行政法人日本学生支援機構

「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」より抜粋

3. 出身地域別留学生数

出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が91.9%（前年度92.3%）、欧州・北米地域からの留学生が合わせて5.3%（同5.0%）となっている。

うち、短期留学生については、アジア地域からの留学生が60.6%（同61.7%）、欧州・北米地域からの留学生が合わせて35.1%（同34.0%）となっている。

地域名	留学生数	構成比	左のうち短期留学生	
			留学生数	構成比
アジア	124,542 人 (127,178)	91.9% (92.3)	7,095 人 (6,876)	60.6% (61.7)
欧州	4,753 人 (4,456)	3.5% (3.2)	2,482 人 (2,240)	21.2% (20.1)
北米	2,391 人 (2,435)	1.8% (1.8)	1,634 人 (1,551)	13.9% (13.9)
中近東	1,233 人 (1,112)	0.9% (0.8)	55 人 (45)	0.5% (0.4)
アフリカ	1,155 人 (1,106)	0.9% (0.8)	83 人 (66)	0.7% (0.6)
中南米	946 人 (926)	0.7% (0.7)	135 人 (101)	1.2% (0.9)
オセアニア	499 人 (543)	0.4% (0.4)	233 人 (267)	2.0% (2.4)
計	135,519 人 (137,756)	100.0% (100.0)	11,717 人 (11,146)	100.0% (100.0)

()内は平成24年5月1日現在の数

独立行政法人日本学生支援機構

「平成 25 年度外国人留学生在籍状況調査結果」より抜粋

4. 出身国（地域）別留学生数

(1) 出身国（地域）別留学生数

中国・韓国からの留学生を合わせると、全留学生に占める割合は 71.7%（前年度 74.8%）となっている。

国（地域）	留学生数	構成比	国（地域）	留学生数	構成比
中国	81,884 人 (86,324)	60.4% (62.7)	フィリピン	507 人 (497)	0.4% (0.4)
韓国	15,304 人 (16,651)	11.3% (12.1)	サウジアラビア	472 人 (413)	0.3% (0.3)
ベトナム	6,290 人 (4,373)	4.6% (3.2)	英国	452 人 (429)	0.3% (0.3)
台湾	4,719 人 (4,617)	3.5% (3.4)	ロシア	339 人 (333)	0.3% (0.2)
ネパール	3,188 人 (2,451)	2.4% (1.8)	カンボジア	338 人 (311)	0.2% (0.2)
インドネシア	2,410 人 (2,276)	1.8% (1.7)	オーストラリア	312 人 (338)	0.2% (0.2)
タイ	2,383 人 (2,167)	1.8% (1.6)	カナダ	308 人 (302)	0.2% (0.2)
マレーシア	2,293 人 (2,319)	1.7% (1.7)	ブラジル	275 人 (272)	0.2% (0.2)
アメリカ合衆国	2,083 人 (2,133)	1.5% (1.5)	スウェーデン	254 人 (244)	0.2% (0.2)
ミャンマー連邦共和国	1,193 人 (1,151)	0.9% (0.8)	エジプト	229 人 (213)	0.2% (0.2)
モンゴル	1,138 人 (1,114)	0.8% (0.8)	ウズベキスタン	227 人 (203)	0.2% (0.1)
バングラデシュ	875 人 (1,052)	0.6% (0.8)	ラオス	218 人 (223)	0.2% (0.2)
スリランカ	794 人 (670)	0.6% (0.5)	イタリア	217 人 (182)	0.2% (0.1)
フランス	793 人 (740)	0.6% (0.5)	シンガポール	209 人 (211)	0.2% (0.2)
ドイツ	599 人 (566)	0.4% (0.4)	その他	4,656 人 (4,440)	3.4% (3.2)
インド	560 人 (541)	0.4% (0.4)	計	135,519 人 (137,756)	100.0% (100.0)

() 内は平成 24 年 5 月 1 日現在の数